

朝霞市条例第 15 号

朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

朝霞市介護保険条例（平成 12 年朝霞市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減額）

第 10 条 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条及び前条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 3 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が当該みなし課税者に令附則第 25 条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減額する。

2 前項の規定による減額後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 25 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第 1 項の規定による保険料の減額については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の朝霞市介護保険条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。